

令和4年度 西区対話集会開催概要(1月)

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【指扇地区】 団地前の歩道等の整備について</p> <p>1 県道2号と県営大宮指扇団地前の歩道の境目の所。住民には高齢の方が多く、子供も通る場所だが、段差があり、転びやすく危険なので、入れ替え工事をお願いしたい。</p>	<p>当該地を現場確認したところ、側溝蓋の破損及びガタツキが見受けられたので、蓋の交換及びガタツキ改善を1月1日(水)に実施しました。 今後、道路状況について何かありましたらお気軽にご相談ください。 【西区くらし応援室】</p>
<p>【指扇地区】 行政や自治会などの意見調整について</p> <p>2 海外事例で「当事者の間に立ち、それぞれの言い分を聞いて議論を尽くさせるボランティア団体」が問題解決に役立っている。事例について研究し、導入を図ってはどうか。例えば、自治会加入についても自治会側からの勧誘ではあまり効果が得られていないが、第三者が仲立ちすることで、未加入者の意見も聞き出し、自治会側の対策に生かせる。</p>	<p>先日、長野県であった公園廃止問題というもご記憶に新しいと思いますが、そのニュース報道の中で、アメリカで、当事者・地域のトラブルや課題に關し、当事者間に立ってそれぞれの言い分を聞きながら議論を尽くさせるボランティア団体があると報道されていたということで、海外の事例などを研究されて導入を図っていただければと、会長よりお話を伺っています。 ご紹介の事例について、インターネット上に民間研究所が実際に海外を訪れて調査をした結果がありましたので、その内容を掻い摘んでご報告させていただきます。 先ほど申し上げた海外の事例で、アメリカ合衆国では、各地に、日常的な紛争解決のための公的な機関として、「NJ C(Neighborhood Justice Center、直訳「近隣司法センター」)という機関が設置され、そこに所属するボランティアが中心となった調停員が近隣の紛争解決にあたっています。 アメリカにおいても、日常的な紛争や出来事は地域社会の中で解決が図られてきましたが、時代の経過とともに徐々にその機能が弱くなり、裁判所の負担が大きくなっていました。こうした状況の中で、法律関係の方々から、裁判に至る前に、当事者同士の話し合いに基づく紛争解決するための仕組みが提案され、アメリカ政府がその提案を受け入れ、法制化し、導入された仕組みとのことでした。 具体的には、調停員が公平中立的な立場で、当事者に話し合いの場を提供し、さらに双方が納得する解決方法を見つけるための手助けをし、解決に結びつけています。 この研究者の方の話によると、アメリカと同様の仕組みの導入を仮に考えた場合、法制面、ボランティアである調停員の育成や講師の確保、運営費用、国民性の違いなど、様々な課題があるということも指摘されていました。 今回のご提案について、そのまま導入するということはなかなか難しいですが、海外の先進事例として庁内の関係課等と共有し、事務事業の参考としていきたいと思っております。 【西区コミュニティ課】</p>
<p>【指扇地区】 指扇小学校建て替えに伴う公民館移転の進捗状況等について</p> <p>3 市議会では話題になったというのを聞いているが、それがどのような内容なのかこちらには一切来ていない。最初に検討会をやっていただいたのは記憶にあるが、その後、話がなく、実際にどのようになっているのかご説明いただきたい。</p>	<p>指扇小学校と指扇公民館の複合施設につきましては、今年度、基本設計業務を行っています。具体的には、建物の配置や間取り、給排水や空調などの設備関係、駐車場を含めた外構等の計画について検討を進めているところで、レイアウトや面的な計画を立てています。 教育委員会といたしましては、基本設計(案)がまとまり次第、年度内を目途に説明会を開催させていただきたいと考えているとのことです。 西区役所といたしまして、ご発言にあったとおり、地域の重要な施設でありますので、今回、教育委員会から年度内を目途とした説明会の予定が示されておりますが、進捗状況を注視し、定期的な説明会等、適宜・適切に説明が行われるよう、要請していきたいと思っております。 今年度基本設計がまとまるということなので、具体的な内容がわかってくると思います。先般の市議会でも、同様の内容をお答えしており、特に公民館の建設にあたって、コミュニティ機能の拡充を図るという意味で、ホール機能などの充実を取り組みたいと考えているとのことです。新たに転入された住民の皆様との学びや交流の拠点となるような建物になるよう現在基本設計を進めているところです。 【教育委員会／西区コミュニティ課】</p>
<p>今の説明だと計画ができるまで、私たちは何も知らされない格好になる。果たしてそれでいいのか。やってみる中で、私たちの意見を少しずつでも取り入れていく姿勢も必要ではないか。例の長野県の件にしても、先に全部ありきで決まってしまうから説明をするから、ああいう状態にある。ぜひとも検討していただきたい。</p>	<p>速やかに所管課に可能かどうかを要請していきたいと思っております。 教育委員会でも今年度基本設計を進めていく中で、今後地域の皆様にご丁寧な説明を行い、意見を伺ってきたいということをおっしゃっています。その中で皆様方に愛される拠点整備に努めていくということなので、こちらとしても教育委員会にも伝えていきたいと思っております。 今年度は基本設計ですが、今後は実施設計があります。基本設計は基本的な考え方、ホール機能を拡充するなどの考え方を基本設計に盛り込んで、それをどう実現していくのかという段階で、どのような機能や諸室が必要かというのは実施設計で行われるのが基本的な建築までの流れです。その段階において、基本的な考え方というのは恐らく、指扇地区自治会連合会の皆さんの考えを盛り込んだ形で基本設計は作られていると思っておりますので、今後、具体的にどういう機能や諸室をという話し合いの場が設けられるのではと考えています。再確認しながら、皆さんの意見が十分反映されるようなものになるように強く求めてまいります。 【西区長】</p>
<p>【指扇地区】 公園の遊具について</p> <p>4 一斉に使用禁止になってから、撤去された遊具がある。その後どうなったのを知りたい。また、遊具を充実させてほしい。</p>	<p>都市公園の遊具については、平成27年度に安全基準が強化され、令和元年4月に、国土交通省から安全上問題のある遊具の使用中止等の措置を行う旨の通知がありました。 この通知を受けて、本市では、令和元年6月末から危険性のある遊具、市内776基の使用中止措置を一斉に行い、令和5年3月までに最後の1基を除き、対応が完了する見込みとなっております。 撤去後の遊具の再設置については、修繕または同種・同規模の遊具を再設置することとしていますが、再設置の際、予定場所の周囲に支障となる樹木や施設がある場合、国から示された安全基準に照らし、構造上、再設置等ができず、撤去のみとなる場合もありますので、その点はご理解をいただければと思います。 なお、新規公園を作る際には、地元自治会の皆様や周辺の住民の方々に説明会を開催し、設置する遊具の説明をし、意見交換を行っております。既存の公園についても、大規模改修のタイミングなどを捉え、意見交換を行って、地域に望まれる遊具のリニューアルや充実を図り、都市公園の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えています。 西区役所といたしましては、具体的な設置場所の要望などがありましたら、担当課へ取り継ぎをさせていただければと思っております。 【北部公園整備課／西区コミュニティ課】</p>
<p>具体的な公園名は出てきていないが、中部ブロックとしても特定の公園があればコミュニティ課へ連絡する。</p>	<p>ご意見、ご要望ありましたら、お願いいたします。 【西区コミュニティ課】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>5</p> <p>【指扇地区】 ごみ収集事業と自主防災活動について</p> <p>自治会またはこれに類する団体(自主防災組織等)が行うごみ収集事業や自治防災活動について、自治会加入に関わらず、参加するようなPR、広告等を発行してもらいたい。</p> <p>ごみのことに関しては、自他問わず自治会は苦労している。特に西大宮駅ができて、ゴミ集積所が圧倒的に足りず、昨年も3か所追加申請し、使用している。また、掃除当番を決め、自治会の中に掃除用の備品の管理もしている。一番の問題は、総務課でやっている防災活動について、何回か出席させていただいたが、防災活動はいつ起こるかかわらないという、住民へのPRがまだまだ足りないのが、必要と感じている。それによって、地域住民に話しやすくなったり、同じ考えの人が結構いることがわかる。ぜひ宜しくお願いしたい。</p> <p>特に、自治会に加入していない方についての相談はよく受けるが。</p> <p>消防訓練を年に2回集会所などで行っている。そのうち1回は消防関係なしで、通報・避難・誘導を班長を中心に行ったりしている。その中で、自主防災組織で役割分担を組んでやっているが、要支援者の家を民生委員などと確認したり、少しずつではあるが行っている。</p>	<p>現状として、ごみ収集及び防災活動ともに、市ホームページ等で、それぞれ周知啓発を行っているところではありませんが、一体的な広報は行っていません。</p> <p>いずれも自治会への加入の有無にかかわらず、市民生活に密接に関わることであり、自助・共助が大事な行政活動であるということは認識しております。その基礎となるのは地域の繋がりがであり、ご指摘のとおり、地域の繋がりがしっかりしてれば、地域福祉や防犯活動といったことも、効果的に進むものと思います。</p> <p>今回のご提案を受けて、ごみ収集や防災活動を始め、地域の繋がりを切り口とした一体的な周知啓発について、関係する部署と何かできることはないか協議していきたくと思います。</p> <p>【西区コミュニティ課／西区総務課／廃棄物対策課】</p> <p>防災の話についてですが、現状、さいたま市は基本的に自治会を単位とした自主防災組織を結成しており、その自主防災組織の代表者の方を各区から2名ずつ選出し、自主防災組織連絡協議会を設立しております。市防災課にも確認したところ、その協議会を通して、自治会加入未加入問わず、広く市民に向けて、例えば市の総合防災訓練や市内のイベントにおいて、自主防災組織に関する啓発活動を現在も行っており、引き続き継続していきたくとの回答でした。【西区総務課】</p> <p>ありがとうございます。日頃からの活動が大事なので、よろしく願いいたします。</p> <p>【西区総務課】</p>
<p>6</p> <p>【指扇地区】 西区の活性化について</p> <p>地域の活性化をしていく中で、やりたくてもやれないことがたくさんあった。特に、この3年間は重苦しく、事業計画のも大変だった。</p> <p>特に大きなところでは「指扇まつり」は縮小した。今年度は縮小はしたが、なんとか成功させたいという思いで開催成功したが、コロナ禍の中でやりたくてもやれないというのが現状であった。</p> <p>季節を感じない3年間だったので、緩和されたのであれば、PR的なことを思い切りやっていただきたい。例えば、最寄りの神社の豆まきの予定、荒川土手の四季を感じる散策、かき上げの工事の様子の見学、夏祭りの地元の神楽など。</p> <p>今年の「指扇まつり」は開催告知のポスターがなかったため、「開催するなら知りたかった」という声が多数耳に入ってきた。何でもそうだが、PRは必要ではないかと思う。</p>	<p>西区の活性化について、身近で行われている地域の行事について、皆様に広くわかりやすく広報した方がいいのではないかとありますが、現在、西区では、市報西年版、最近ではツイッターなどのSNSを活用し、区役所、公民館や図書館、保健センターなど、行政の事業が中心にはなっていますが、お寄せいただいた地域の行事情報についても発信することとしております。ご提案をお聞きし、こういった状況の中、もっと魅力的にみんなに伝わりやすくすることが大事だと思いました。</p> <p>また、新しい生活様式が浸透する中、少しずつではありますが、「ふれあいまつり」や地域の行事も再開されつつありますので、こうした催し等の情報を集めて、これまで以上に情報発信に取り組みたいと思います。</p> <p>特に、ツイッターやインスタグラムは、人と人の社会的な繋がりを促進する役割を持っているとも聞いています。若い方に訴求していく効果もあると思うので、こうした新しいメディアも活用しながら、情報発信を積み重ねることで、地域情報が色々な方々に伝わるように、取り組んでまいります。</p> <p>【西区コミュニティ課】</p>
<p>7</p> <p>【指扇地区】 災害防止及び要支援者の避難について</p> <p>穂積地区は東西を土手に囲まれている為、集中豪雨になった場合に内水氾濫を心配している。台風19号の時には水が出て大変だった。</p> <p>水害の場合の避難場所は指扇中学校となっているが、遠いため、一時的に穂積コミュニティセンターを使用することが可能か。</p> <p>その際、要支援者の対応を誰がどのように関わっていったらいいのか、お伺いしたい。</p> <p>また、災害が発生した場合、自助共助のもと皆で支援するが、我々も被災者となりうる為、自治会としてどこまで支援するのか伺いたい。</p>	<p>穂積コミュニティセンター(正式名称:穂積コミュニティ会館)は民間の施設と伺っています。そのため、民間の施設の使用については、大変申し訳ありませんが、所有者の方と事前にご協議いただければと思います。</p> <p>穂積コミュニティ会館に限らず、近隣の施設などを内水氾濫が起こった際の一時的な避難先として検討していただくことは、地域にとって必要なことだと考えています。</p> <p>こうした防災についての話し合いを地域で行うことが、市として推奨している「地区防災計画」の策定につながるものと考えておりますので、ぜひ、「地区防災計画」の策定もご検討いただければと思います。</p> <p>また、災害が発生した場合は、要支援者の支援もあるが、まず「自助」である、ご自身の身の安全を最優先として行動いただくことがまず大事になってきます。その後、ご自分やご家族の身の安全を確保した段階で、「共助」である、地域の人たちが支えあうことが大事だと考えております。</p> <p>災害時にはマンパワーが必要となります。災害発生時には、皆様も被災者ですが、当然、職員自身も被災する可能性があることから、現実的には、地域の皆様方の協力を得なければならぬものと認識しておりますので、可能な範囲でご協力いただくようお願いいたします。</p> <p>繰り返しとなりますが、災害が発生した際に最優先とされるのは「自助」です。日頃より、災害が発生したことを想定し、防災用品の備蓄や定期的な訓練の実施などによって、ご自身の身の安全の確保を図るための備えをしていただくことが重要となってきます。市としても市民の方に対し、啓発していくことが大切であると考えていますので、ご理解、ご協力の程をよろしく願いいたします。</p> <p>【西区総務課】</p> <p>こちらでは所有者がどなたかという確認はとっておりません。あくまでも、市所有のものではないので、使える状況があるのであれば、身近な拠点・施設として使っていただくのはやぶさかではないのかと考えています。場所を調べましたが、穂積コミュニティ会館は、荒川の浸水想定区域から外れています。水害時には一時的に使えそうですが、耐震されているのかというのは市では把握していないので、地震の際に避難できるのかも確認した上で、災害の種別によって計画していただくことが大切と考えます。</p> <p>先ほどお話しした、市の防災計画にもありますが、支援としてご要望があれば「防災アドバイザー」を派遣できる制度もありますので、地区防災計画について聞きたいということであれば、お手数ですが個別に総務課にお立ち寄りください。</p> <p>【西区総務課】</p> <p>高台なので、水害時の避難場所には使えると思うが、崖の場所なので地震の時は弱いかもしれない。30年経過しているので不安な面もあるが、総務課の方に連絡して、検討していきたい。</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>8</p> <p>【指扇地区】 良好な住環境確保のための障害となる企業事業所への指導について</p> <p>住宅団地に隣接して建築物解体・土砂搬入する事業所があり、時折解体作業に伴う騒音・振動・ほこりの被害が大きい。昨年の対話集会でも出した内容だが、今回は前回とは違う自治会からも出てきた。市として、当該事業事務所への指導内容とその後の成果について知りたい。</p>	<p>まず、環境対策課に確認した内容を申し上げます。 当該事業場には、令和4年2月に現地調査を複数回実施し、作業内容を確認したうえで、当該事業場に対し、近隣から騒音・振動・土埃について苦情が寄せられていることを伝え、近隣への配慮を要請しています。 今後も、事業活動に伴い発生する騒音、振動等の公害について、相談が寄せられた場合、必要な調査を行い、その結果を基に発生源に対し指導等を行ってまいります、とのことでした。 また、環境対策課より、今後、法の規制による対応や専門家等により調停等を行う埼玉県の公害審査会への相談について、説明を兼ねて会長に連絡を取りたいとのことでした。よろしければ、環境対策課の担当に連絡を取るようにと伝えてさせていただきます。 【環境対策課／西区くらし応援室】</p>
<p>9</p> <p>【指扇地区】 カーブミラー(交通標識)について</p> <p>カーブミラーの設置要請は、自治会長が役所に出向く必要がある。現地調査を兼ねて、くらし応援室職員が出向くことができないか。 通学路の整備については進めていただいております。子どもたちの通学は非常に楽になった。U字溝等の整備により、水たまりを歩くようなこともなくなって非常に助かっている。児童が安心して通行できるようになっているということは、裏を返すと車の走行条件も良好になっていることにつながる。従って、車のスピードアップもあるし、交通量も増えた。児童にとつて良くなったことに対して、児童に対して危険なことも増えた。 現状、カーブミラーは自治会長の依頼で、設置の準備をしているという認識である。我々自治会としては、誰からかの苦情・要望を受けて、くらし応援室に依頼している。自治会として、目配り・気配りができていれば、それに越したことはないが、限られた人数の中では、中々難しく、後手管理になりがちであり、何か問題が起きたり、ヒヤリハットが起きた時点で、カーブミラーの必要性などを感じる状況。 道路整備時に同時進行で、カーブミラーや道路標識の設置を実施できないか。道路環境整備の専門的な立場であり、危険予知・必要性がわかるのではないかと。 当然、気が付かないところもあると思うが、そこは自治会の意見を反映しながら改善をしていけばよいと思うが、そういったことによって、より児童への危険性も軽減されるのではないかと。 カーブミラーなどの区でやっていただく内容は割と速やかにやっていたが、警察管轄になると、現状確認は迅速にやっていたとしても来年度予算であったり、その予算もちゃんと通るのか、我々の所には見えないところがあるので、道路整備と同時進行での実施を提案していきたい。</p>	<p>カーブミラーの設置場所の確認が必要なことから、会長のおっしゃるとおり、実際の現場での確認ができれば行き違いも無く確実に進められると思います。 今後は自治会長と日時を調整しながら現地調査を行っていきたく考えています。 なお、標識については、会長がおっしゃる通り、警察の管轄であり、こういった要望も多数受けて警察には伝えていますが、西警察署の交通規制係などからは、県警本部に要望を申請して、埼玉県全体で優先順位をつけて、予算の範囲内でやっているという聞いております。区として、なるべく早くとの要望はしていますが、やはり1年前後は難しいとのこと。 【西区くらし応援室】</p>
<p>高木交差点の信号のLED化については申請した。青信号で横断中の児童の所に、信号が見えずに車が進入してしまったことが2～3回あった。非常に危険なので、昨年4月に申請したが、その検証をした時の太陽の位置で、その現象が起きなかったため、再度11月に調査を依頼し、その際は、警察も確認できた。 個人的な考えかもしれないが、改修工事などは何を優先していくのが問題だと思う。特に、子どもの通学路にある交差点などは、本来最優先でやるべきところではないか。ぜひ、カーブミラー・標識については、道路整備と併せてできるような取り組みも併せてご検討いただければと思う。</p>	<p>内容に応じた優先順位が必要だと感じています。カーブミラーも色々な要望・要求がある中で、順番にやっているわけではなく、場所を確認して、状況や必要性、危険度を考慮して優先順位をつけてやっています。会長さんの話を受けて、今後もそのような姿勢で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。 【西区くらし応援室】</p>
<p>【指扇地区】 指扇北小学校の通学路拡充のその後について</p> <p>昨年質問した指扇北小学校の通学路拡充についてのその後を知りたい。 指扇北小学校では、1年生が7クラスあり、大変な危機感を持っている。その中で、現在どう動くか、いつごろまでにそれが決着できるのか、それを伺いたい。</p>	<p>西区大学高木 歩道整備事業のスケジュールについてですが、北部道路安全対策課に確認した日程は、 ・R3年度 設計、用地測量が終了。 ・R4年度 物件調査…土地の所有者と接触し、当たりをつけること。 ・R5年度 前半に契約し、後半に引き渡し予定。 ・R6年度 用地取得状況による)が、工事に入る。 というのが、事業が順調に進んだ場合のスケジュールとのことでしたが、くらし応援室をしても所管課へ早期着工ができるように、連絡を取っていきたく思います。 【道路安全対策課／西区くらし応援室】</p>
<p>10</p> <p>今の話だと、R6年度から動き始めるという感じだが、R5年度からはできないのか。事故が起きないと早くやらないのか、という感覚。R3年からやっており、もう1年加わるというのが疑問。昨年の段階で、土地のオーナーとの関わりをある程度つけて動いているはず。その後の設計がなかなかできてこない状況。R6年度までやるよと事故が起きかねない。そのあたりをどう思っているのか。</p>	<p>再度、所管課に確認のうえ、このような話があった旨お伝えし、回答についても会長にご連絡いたします。 【西区くらし応援室】</p>
<p>今月からまた、小学校との運営委員会が始まるが、毎回必ずこの話題が出る。生徒数がどんどん増えていく中で、安全確保が学校としては優先事項。自分も指扇北小学校の運営委員会の会長をやっており、そこでお話なくてはならない。そのために質問させてもらった。 今いただいた回答で、単純に「R6年度からです。」と答えていいものか。もう少し検討していただけるのか、回答いただきたい。</p>	<p>物件の調査をして、買収という流れだが、予算的などところも計画を組んだうえでやっているとしますので、再度なぜ時間がかかっているのかを確認し、会長にご連絡します。 西大宮駅の再開発によって若い世代が増え、子どもたちも増えています。指扇北小学校の児童数が増えているということも、指扇北小学校への通学路が狭いという状況は認識しており、今すぐやってほしい状況であると、地元の人は思っていると思います。お子さんの安全を第一に考えた場合に、地元の方の要望として、そういった状況をしっかりと受けとめて、早くできないかどうか、西区役所の意見としても伝えていきたいと思っております。 【西区くらし応援室】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【指扇地区】 衛生協力助成金の件について</p> <p>先ほどの話にもあったが、自治会の役割は大きい。自治会内、町内の環境を良くする。コミュニケーションを良くして、防災に努める。 非会員も防災訓練に参加するようであったが、絶対に参加できない。なぜかという、開催のお知らせなどは回覧板で回すので、非会員の所に情報はいかない。我々が「自治会に入ってください」とお話ししても、「自治会に入って何のメリットがあるか」といわれる。 非会員分の180円は正直知らないが、「メリットは何か」と考えたときに、「自分たちが環境を良くしましょうよ」、「自治会で作ったゴミ箱を使えます」と言いたい。「使うな」とは言えないが、我々の自治会は狭くて、集積所を作るのも場所に苦労している。お金をかけて、ある程度立体的にして、柵をつけて折り畳みにしたり、ゴミがちらからないようにしている。衛生協力助成金では足りないくらいで、今年も8万円くらいかけて、新しく集積所を作っている。もう少し強力で自治会加入を促進できないか。 前回の対話集会でも、区長から「自治会への強制はできない」と最高裁までいった、というお話があったのは重々承知している。現在、新しいアパートなど集合住宅を作る際には、ゴミ箱のようなものを設置している。ところが、古いアパートには設置していない。ここは条例みないな形で「古いアパートにも設置すること、逆に設置しないのなら自治会に入ること」とうまく連携して、自治会員を増やす努力をお互いにできないかと思う。</p>	<p>加入メリットについて、常に考えるところではありますが、平穩無事な毎日を過ごしているときは気にならないが、いつ事故や災害が発生するかわからないスレスレの状況でもあります。例えば、サイバーテロでインフラがやられ、電気ガスが急に止まってしまったら、どうやって生きていこうかと考えると、自治会を中心にコミュニティ、共助などで生き抜いていくほかないかもしれません。中には、加入しない、自分一人ですべて生きていこうという方もいるかもしれませんが、ある一定の財力や健康があっても、最終的には一人では生きていけないのではと思います。 自治会加入のメリットは、平時に想像することもできないようなことも陥った時にこそ必要性を感じると思っています。どういった伝わるのかというテーマをずっと考えているところです。 回覧板の裏にも「自治会に加入しましょう」「自治会はこのような活動をしています」と記載があります。その中には書いてない、実は今の平穩無事な生活を自治会に支えられているんだという隠れた事柄を、どうやってパンチを持って伝えられるかと、常に考えています。 【西区くらし応援室】</p> <p>ゴミの集積所の問題は、長い間課題となっています。以前は集積所開設申請の際に、自治会長の印が必要だったため、ここで自治会加入の話ができていましたが、現在は印がなくても申請できるようになり、そのタイミングがなくなってしまいました。市として、地域の集積所をどうなるべきか、このままだと戸別収集になってしまうのではないかと、市の自治会連合会でも、どうしたらいいのかと検討してきましたが、1年2年経っても結論が出ませんでした。 先ほどの裁判の話は、最高裁では、自治会は法律で位置づけられていない地域の任意団体であり、PTA同様、強制されるべきものではないことから「加入の義務はない」との判断でしたが、地方高裁の時は「加入すべき」との判断で、生活にするとあたり自治会への加入は当然というのがあったようです。 自治会への加入の有無というよりは、生活する上で向こう3軒両隣で助け合っていくというのが、自治会の始まりですが、それを団体と位置付けてしまったために、任意団体だから加入の義務はないとなっている現状ですが、だから自治会は入らなくていい、不要だ、ということではないということだけは伝えていきたいと思っています。</p> <p>議会で「自治会の魅力とは」と質問されたことがありますが、一言で答えるのは難しいので、とっさに「遠くの親戚より近くの他人」というのがある。最期、亡くなるときは、地域の人が支えることが多い。支え合うことが大切。」と答えました。今の名前は「自治会」ですが、昔は隣組だったり、時代によって呼び方は違いますが、家族単位・地域単位で生活してきました。 現在、マンションでは自治会を作らず、管理組合が自治会の役割をしているところもあります。その結果、住民登録している世帯を分母としているので、自治会加入率が下がってしまいます。機能は自治会と同じですが、自治会とは呼んでいない団体がある中で「どうするのか」というのは、各地域に与えられた課題だと思っています。 市全体というよりは、指扇地区などの地域ごとや、もっと小さい単位なのかもしれませんが、西区の中で皆さんが安心して地域を作るために、真剣に考えていくことが必要だと思います。もしかしたら、加入世帯数を増やすためにどうするかよりも、こちらの方が先なのかもしれません。皆さんのアイデアを頂ければと思います。 【西区長】</p>
<p>高木阿弥陀寺自治会は新興住宅地で、人がたくさん増えてきた。当初、開発をする前は80軒の会員数だったが、今は倍近く増えている。加入率が何%なのかは分からないが、魅力なのか相互扶助なのかは分からないが、各々の自治会の特色があると思う。当然、会費の金額など色々あると思うが、それぞれの自治会の特色を新しい人にどう伝えて、仲間に入れていただくということが大切なんだと思う。 自分の自治会も、昨年4軒、今年3軒、新規入会した。入会費5千円となっているが、自治会発足時のまま続いている。それが高いという問題提起がされてきている。その分、行事をたくさんやって、大勢の方に集まってもらって、人間関係・絆を深められる活動に繋がれば、魅力につながるのかなと思っている。 高木阿弥陀寺自治会もそのようにやって、会員数を増やしているのではないかと思う。</p>	<p>自治会に入らない理由は「役員をやりたいくない」「毎月の会費がもったいない」という、大きく分けると2つになるのかなと思いますが、それを解消させるためにどうすればいいのか。 自治会の役員が当たらないような「準会員制度」や会費が払えない人の免除制度を設けてみるのも手ではないかと思っています。 【西区長】</p>
<p>すでに免除制度をとっている。班の中でやれる人を候補者として出していないと、やれない人を推薦されても困ってしまう。後期高齢者やペースメーカー入っている人にまで、無理強いするのではないと言っている。自治会長や役員に手があげられるような雰囲気を作りたいし、役員改選の時期3回目までやめるという人がいなかった。 若い人が引越して来たら即PRをすることになっている。先日、入っていない人に会った時、「引越してきた時に自治会に入った方がいかに隣の人に聞いたら、隣の人も入っていないと、入らなくても大丈夫と言われたから、自分たちも自治会に入っていない」と言っていた。</p>	<p>ご指摘の場所につきましては、秋葉の森総合公園の南工区の公園予定地として本市が用地を取得し、管理を行っているところです。 現在の進捗としては、設計を進めるとともに、北工区に隣接するエリアについて、竹林の伐採や伐根、造成などの工事に着手したところです。 引き続き、早期の公園開設を目指し、設計・整備を進めてまいります。 【都市公園課】</p>
<p>【指扇地区】 秋葉の森総合公園南工区予定地(現況草原)の計画的公園化の推進について</p> <p>連年の質問・要望だが、当該地は公園予定地とされているが、一向に進捗が見られず、毎年の草原伐採だけで終る。公園計画に沿って部分的実現策を取れば、草伐採面積の減少・経費減となるのではないかと。</p>	<p>【指扇地区】 西大宮4丁目(アルディージャ隣)公園について</p> <p>大きな公園ができるということで新居を購入した方も多。公園の整備計画について問う。</p> <p>予定地は、一般廃棄物最終処分場(ごみの焼却灰の埋立地)としての機能を有しており、その上部について、公園として整備する予定としております。 現在、整備の際に必要な雨水を貯留するための施設の整備等の課題整理を進めているところであり、具体的な公園整備計画につきましては、今後策定していく予定であります。 引き続き、早期の公園整備に向けて努めてまいります。 【都市公園課】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>14</p> <p>【指扇地区】 広域避難所について</p> <p>洪水の際、避難所として宮原中を指定されている。避難が必要な状況の中、遠方の非難は無理。なぜ指扇中が使えないのかを問う。</p>	<p>まず、「広域避難時における避難所」とは、荒川の堤防決壊の恐れがある際に避難情報の発令を待たず、自主的に浸水想定区域外に避難を行うための指定避難所です。</p> <p>ご存じのとおり、西区の地理的条件として、区内のほとんどの地域が浸水想定区域内であり、浸水深が5～10m(家の2階以上)まで来る地域が多数あり、家屋倒壊等氾濫地域もあることに加え、浸水想定区域外にある指定避難所が指扇中学校、大宮西中学校2ヶ所しかないことから、区内の避難所だけでは全ての避難者を受け入れることが困難な状況です。そのような中、浸水想定区域内の自治会から「洪水時の避難先を示してほしい」との強いご要望をいただいたことから、地理的条件等を主軸とし、平成30年2月に推奨の広域避難先を指定いたしました。</p> <p>また、国から示された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を受けて、密集を避けた施設利用や緊急避難場所の使用範囲の再検討を行い、令和4年2月には推奨の広域避難先を見直したところでございます。そのため、自治会によっては、最寄りの避難所以外を推奨の広域避難先としています。</p> <p>一般的に、降雨による内水氾濫に対して避難指示が出ることは無いことから、基本的には住居の2階などに垂直避難を行っていただくこととなります。</p> <p>一方、強力な台風の接近が予想される場合等は、接近してからの避難行動では、かえって危険になってしまう恐れがあることから、降水量や荒川の水位上昇の情報を加味し、荒川洪水の恐れがある際は、原則、2日前までに避難所の開設を決定・公表いたします。</p> <p>市としては、区域を跨いだ場所も含め、浸水想定区域外の避難所への避難を推奨しています。皆様におかれましては、水害時の情報を早めに収集していただき、危ないと感じた場合は、避難情報が発令される前に自らの避難の判断をしていただくことも必要かと思われまます。</p> <p>なお、避難に暇がない場合の緊急的な避難に対応できるよう、浸水想定区域内の学校の上層階を緊急避難場所として指定し、垂直避難を可能としています。</p> <p>【西区総務課】</p>
<p>15</p> <p>【指扇地区】 交通安全対策について 通学路の信号機改善について</p> <p>冬期、朝日が低くから昇り、通学路の交差点信号が旧型ライトの為、見辛く信号を見落とし、児童が横断中進入されることがあり危ない。改善を要す。 LEDライトへの交換を通学路優先でお願いしたい。(県道216号、高木交差点)</p>	<p>西警察署に確認したところ、令和4年12月に、県警本部のほうにLEDライトへの交換の申請をしていて、承認されれば、令和5年度の予算で交換の運びとなるそうです。</p> <p>区として、今後も確認をまいります。</p> <p>【西区くらし応援室】</p>
<p>16</p> <p>【指扇地区】 横断歩道について</p> <p>夜間横断歩道利用者を見落とすことがある。電柱の陰(特に交差点でない横断歩道)に照明等の設置が必要ではないか。最近では自転車走行者が、急に横断歩道を渡り危険である。</p>	<p>地域からご要望いただければ、現地調査をし、設置の検討をしていきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>なお、地域内で危険度の高いところから要望いただければと思います。</p> <p>【西区くらし応援室】</p>
<p>17</p> <p>【指扇地区】 広域避難所について</p> <p>高木木ノ下自治会は、宮原中が指定されているが、距離的に遠く、河川を渡るため、利用が難しい。指扇中に変更してほしい。</p>	<p>まず、「広域避難時における避難所」とは、荒川の堤防決壊の恐れがある際に避難情報の発令を待たず、自主的に浸水想定区域外に避難を行うための指定避難所です。</p> <p>ご存じのとおり、西区の地理的条件として、区内のほとんどの地域が浸水想定区域内であり、浸水深が5～10m(家の2階以上)まで来る地域が多数あり、家屋倒壊等氾濫地域もあることに加え、浸水想定区域外にある指定避難所が指扇中学校、大宮西中学校2ヶ所しかないことから、区内の避難所だけでは全ての避難者を受け入れることが困難な状況です。そのような中、浸水想定区域内の自治会から「洪水時の避難先を示してほしい」との強いご要望をいただいたことから、地理的条件等を主軸とし、平成30年2月に推奨の広域避難先を指定いたしました。</p> <p>また、国から示された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を受けて、密集を避けた施設利用や緊急避難場所の使用範囲の再検討を行い、令和4年2月には推奨の広域避難先を見直したところでございます。そのため、自治会によっては、最寄りの避難所以外を推奨の広域避難先としています。</p> <p>一般的に、降雨による内水氾濫に対して避難指示が出ることは無いことから、基本的には住居の2階などに垂直避難を行っていただくこととなります。</p> <p>一方、強力な台風の接近が予想される場合等は、接近してからの避難行動では、かえって危険になってしまう恐れがあることから、降水量や荒川の水位上昇の情報を加味し、荒川洪水の恐れがある際は、原則、2日前までに避難所の開設を決定・公表いたします。</p> <p>市としては、区域を跨いだ場所も含め、浸水想定区域外の避難所への避難を推奨しています。皆様におかれましては、水害時の情報を早めに収集していただき、危ないと感じた場合は、避難情報が発令される前に自らの避難の判断をしていただくことも必要かと思われまます。</p> <p>なお、避難に暇がない場合の緊急的な避難に対応できるよう、浸水想定区域内の学校の上層階を緊急避難場所として指定し、垂直避難を可能としています。</p> <p>【西区総務課】</p>
<p>18</p> <p>【指扇地区】 休耕田の管理について</p> <p>農地が荒地になり、安全環境が悪い。野獣やスズメバチが生息し危ない。特に地主が在住していない休耕田(畑)。行政指導が必要では。</p>	<p>農地の管理については、農地法第2条の2の規定より、農地について権利を有する者の責務として農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められています。</p> <p>なお、毎年、市内・市外在住の地権者へ農地台帳調査票を送付しておりますが、所有する農地の適正管理について、チラシの同封により注意喚起しております。</p> <p>更には、市ホームページや農業委員会だより(年3回発行)においても、農地の適正管理を周知しておりますとのことでした。</p> <p>【農業振興課】</p>